様式第１号（第４条関係）

　年　月　日

島根県知事　様

島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金交付申請書

島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金の交付について、交付要綱第４条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

●補助事業者概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 製造する伝統工芸品 | 分類 |  | 工芸品名 |  |
| 事業者名 |  | | | |
| 代表者氏名 |  | | | |
| 代表者住所 |  | | | |
| 電話番号 |  | | | |
| メールアドレス |  | | | |
| 従業員数 |  | | | |
| 補助事業者区分 | （１）　伝統的工芸品を製造する事業協同組合等（事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他団体をいう）の構成員  （２）　島根県ふるさと伝統工芸品を製造する者（ただし上記（１）に該当するものを除く）  （３）　島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる伝統工芸品を製造する者  ※（３）に該当するものは、別記２の調書を提出すること。 | | | |

●補助事業概要（展示会･見本市出展事業）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業目的 |  |
| 展示会の概要 | 名称：  日程：  場所：  主催： |
| 展示会の特徴 | （来場者やターゲット等を記入して下さい） |
| 出品する商品 |  |
| 事業目標 | （目標取引額や成約件数を記入して下さい） |

●収支予算書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 事業費 | 補助申請額 | 積算根拠 |
| 旅費 |  |  |  |
| 送料・運搬費 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

●共同での出展（該当ありの場合のみ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 製造する工芸品 | 事業者名 | 補助事業者区分 | 本補助金の活用 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

●添付資料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 県税の滞納がないことを証明する書類 |  | 展示会・見本市の概要資料  （募集要項、パンフレット等） |  |
| 誓約書（別記1） |  | 島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品に関する調書（別記2） |  |

●補助事業概要（販路開拓専門家派遣事業）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業目的 | (現状と課題、解決したい事柄、事業の必要性等を記入してください) |
| 事業目標 | (どのような成果を目標とするのか、できる限り具体的に記入してください) |
| 事業内容 | (取り組む事業の内容・手法、招聘する専門家等について記入してください) |
| スケジュール | (事業実施・完了に向けた今年度のスケジュールについて記入してください) |

●収支予算書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 事業費 | 補助申請額 | 積算根拠 |
| 専門家旅費 |  |  |  |
| 専門家謝金 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

●添付資料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 県税の滞納がないことを証明する書類 |  | 招聘する専門家の概要資料  （プロフィール、実績等） |  |
| 誓約書（別記1） |  | 島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品に関する調書（別記2） |  |

別記１（第４条関係）

　年　月　日

誓　　約　　書

島根県知事　様

島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金交付要綱第４条の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うにあたり、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約に虚偽又は違反があり、規則第１４条の規定により補助金等の交付の決定が取り消しを受けた場合において、規則第１５条に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

補助事業者

住　　所

団体名

代表者名

記

（１）補助事業者が、暴力団（島根県暴力団排除条例（平成２３年島根県条例第４９号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ）に該当する場合、又は代表者、役員、使用人その他従業員及び構成員に暴力団員等（暴力団並びに条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合。

（２）代表者、役員、使用人、その他従業員及び構成員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している場合。

（３）代表者、役員、使用人、その他従業員及び構成員が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合。

（４）代表者、役員、使用人、その他従業員及び構成員が、暴力団又は暴力団員であると知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記２（第４条関係）

　年　月　日

島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品に関する調書

（１）工房の所在地及び略歴等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工房の所在地 |  | | |
| 略歴 |  | | |
| 生産額  （過去3年） | 年 | 年 | 年 |
| 円 | 円 | 円 |

（２）製品名及び用途

|  |  |
| --- | --- |
| 製品名 |  |
| 用途 |  |

（３）製造工程（代表的な工程について記載すること）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 工程 | 内容 | 手作業の有無 | 伝統的な技術又は技法の有無 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（４）伝統的な技術又は技法について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 工程 | 確立された年代・地域 | 具体的な内容 | 確立された後、現在までの変遷 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※伝統的とは、原則として当該工芸品を製造する技術または技法が５０年以上の歴史を有し、今日まで続いていることを指す。ただし、当該技術がこの地域で発祥したものに限らない。

（５）伝統的な原材料について（主たる原材料を記入すること）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 使用され始めた年代 | 主要産地 | 使用している理由 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※「伝統的な原材料」とは、原則として県内で生産・産出された原材料が５０年以上継続的に使用されていることが必要である。ただし、原材料の枯渇等により県内での確保が困難になった場合や品質に影響を与えない範囲で同種の原材料へ変化した場合は継続性があるものとして考えることとする。

（６）島根県ふるさと伝統工芸品の指定に向けた取り組み

※島根県ふるさと伝統工芸品の指定を受けるために取り組んでいきたいことを記入してください。（工芸品の認知度向上、生産額の増加、技術・技法の継続・継承などに向けた取り組み）